

業務委託契約書

- 1 契約番号 第08-4012号
及び件名 交通誘導警備業務（藻岩・西野・当別）
- 2 業務実施場所 仕様書のとおり
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 委託料 1日1人当たり基本委託料
日額 円
（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
- 5 契約保証金 免除する

上記業務の委託について、委託者一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 一般財団法人さっぽろ水道サービス協会
理事長 中川 雅己

収入
印紙

乙

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書に定めるもののほか、別添「交通誘導警備業務仕様書」に従って契約を履行しなければならない。

(委託料)

第2条 甲は、乙に対し委託料一覧表に定められた委託料を支払うものとする。

(業務中止に伴う委託料)

第3条 第2条の委託料一覧表に規定する委託料のうち、甲の事情により業務中止になった場合の委託料は次のとおりとする

(1) 業務開始2時間前までに、甲から業務中止の連絡を行った場合、委託料は発生しないものとする。

(2) 業務開始後に、業務停止となった場合、契約項目に則って支払うものとする。

2 第2条の委託料一覧表に規定する委託料のうち、乙の事情により業務中止になった場合の委託料は支払われないものとする。

(委託期間)

第4条 本契約の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は免除する。

(委託料の支払い)

第6条 乙は、第2条の委託料の支払いを業務完了届提出後、甲の検査に合格した後、書面により甲に請求を行う。

2 甲は、前項の規定による委託料の請求を受けた場合、その日から起算して、30日以内に委託料を支払わなければならない。

(委託業務の実施状況の検査等)

第7条 甲は、必要があると認められる場合、委託業務の実施状況について検査し、又は乙に対して、甲が必要と認める書類の提出を求めることができるものとする。この場合、乙に正当な理由がなくこれを拒んではならない。

(委託業務の実施に関する協力)

第8条 甲は、委託業務の実施に関して、乙からの協力要請があった場合、必要な措置を講ずるものとする。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要があると認める場合、業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、委託料を変更する必要がある場合、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は委託業務を処理させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(損害賠償)

第12条 乙は、業務の実施に際して甲に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。また、業務の実施に際して第三者に損害を与えた場合も同様とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りではない。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由により委託期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 契約の締結若しくは履行に際し不法な行為、又はこの契約に違反する行為があったとき。
- (4) 乙が第10条又は第11条の規定に違反したとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合、業務の既成部分を検査し、当該検査に合格した部分に相応する委託料について精算するものとする。

3 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除された場合、甲に対してその損失の補償を請求することができないものとする。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲が契約に違反し、その契約により業務を完了することが不可能となった場合、この契約を解除することができる。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(遵守事項)

第16条 この契約に定める事項のほか、乙は、関係法令及び一般財団法人さっぽろ水道サービス協会契約規程を遵守しなければならない。

(委託料一覧表)

1 契約項目別委託料

契 約 項 目 (1人当たり)	委託料 $\left(\begin{array}{c} 1人当たりの基本委託料 \\ \times \\ 委託料係数 \end{array} \right)$
(1) 日中 (09:00 から 17:00 まで)	円
(2) 日中に対する超過時間1時間当たりの委託料	円
(3) 夜間 (22:00 から 05:00 まで)	円

2 契約項目別有資格者委託料

契 約 項 目 (1人当たり)	有資格者委託料 $\left(\begin{array}{c} 1人当たりの基本委託料 \\ \times \\ 有資格者委託料係数 \end{array} \right)$
(1) 日中 (09:00 から 17:00 まで)	円
(2) 日中に対する超過時間1時間当たりの委託料	円
(3) 夜間 (22:00 から 05:00 まで)	円

※上記1、2の(2)に規定する委託料は、超過時間30分未満は30分として、超過時間30分以上1時間未満は1時間として委託料を支払うものとする。なお、1円未満の端数は切り捨てる。